平成２５年（フ）第１４３号
埼玉県本庄市栗崎89番地１
債務者　倉本　　勉
１　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　純二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４５１号
大阪市西区南堀江３丁目７番11―102号
債務者　村田　幸三
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱　　和哲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３９２号
大阪府豊中市服部西町１丁目６番21―606号
債務者　加藤　知子
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石橋　徹也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２号
和歌山市西浜957番地の23
債務者　谷迫　光司
１　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北野　栄作
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
和歌山県田辺市新庄町1872番地の33
債務者　西山　邦彦
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第６６６号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目13番地　阿由知ビル５Ｃ号
債務者　田中　一正
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関谷慶一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６７号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目13番地　阿由知ビル５Ｃ号
債務者　田中志津子
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関谷慶一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３６号
名古屋市守山区幸心１丁目920番地　シャトー幸心305
債務者　加藤　信治
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　煤孫　　尚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７５号
名古屋市天白区植田山１丁目803番地の１　ビューテラス201号
債務者　芦木　雅明
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩城　善之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時25分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４８号
京都府木津川市梅美台６―18―26、住民票上の住所京都府八幡市西山丸尾３番地７
債務者　松田　和己
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻　　孝司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２１号
京都市伏見区桃山南大島町45番地17
債務者　杉足　吉彦
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古川　美和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５０６号
大阪府大東市谷川２丁目８番37号　シャルトコンポン２Ａ、前住所大阪府大東市諸福５丁目２番18号
債務者　金子設備ことリオ設備こと　金子　俊則
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４９号
大阪市浪速区日本橋５丁目６番19―1208号
債務者　南部　真一
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１号
堺市西区津久野町３丁４番27―302号
債務者　キューズことキューズ宅配センターこと　北口　隆夫
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　弘和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１１号
山口県下関市小月西の台５番22―１号　カサブランカオアシス103号
債務者　世良　　中
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西田　祐馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
京都市伏見区羽束師鴨川町210番地の５
債務者　山内身津雄
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　紀　　啓子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
群馬県渋川市渋川2827番地１　セシール今成Ｃ―307
債務者　南波　邦明
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係